

ご契約者さま各位

カーディフ・アシュアランス・ヴィ  
(カーディフ生命保険会社)

## 保険法施行にともなうご契約のお取扱いに関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、保険契約者などの保護を目的とした保険法が平成 22 年 4 月 1 日に施行されます。保険法の一部の規定は、施行前に締結されたご契約にも適用されるため、当社では施行前に締結されたご契約に対し、保険法に準拠したお取扱いを規定した「保険法施行日後の取扱に係る特則」を平成 22 年 4 月 1 日より適用することとなりました。つきましては、「保険法施行日後の取扱に係る特則」をご案内いたしますので、次ページ以降をご確認くださいようお願い申し上げます。

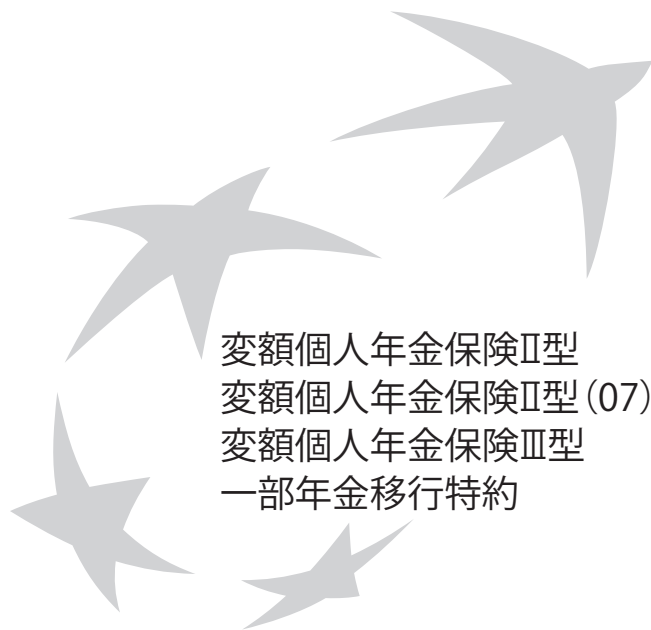
なお、新たに適用させていただく「保険法施行日後の取扱に係る特則」は、現在ご加入いただいておりますお客さまのご契約のお取扱いに対し、保険法に準拠した規定の諸改訂を行っておりますが、保障内容(支払事由、給付金額など)および保険料の変更は一切ございませんので、ご安心ください。また、この変更にとともなうお客さまからのお手続きの必要はありません。

この内容に関するご質問等につきましては、下記カーディフ生命お客さま相談室までご連絡ください。

弊社では、今後とも募集代理店とともにお客さまへのサービス向上に努めてまいりますので、末永くご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

この内容に関してのお問合わせ  
カーディフ生命保険会社お客さま相談室  
TEL:03-6415-8275  
受付時間:9:00~18:00(祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日)



変額個人年金保険Ⅱ型  
変額個人年金保険Ⅱ型(07)  
変額個人年金保険Ⅲ型  
一部年金移行特約

---

**「保険法施行日以後の取扱に係る特則」  
適用のお知らせ**

---

**保険法施行日以後の取扱に係る特則**

---

【引受保険会社】



カーディフ・アシュアランス・ヴィ  
(カーディフ生命保険会社)

変額個人年金保険Ⅱ型

変額個人年金保険Ⅱ型（07）

変額個人年金保険Ⅲ型

一部年金移行特約

## 「保険法施行日以後の取扱に係る特則」適用のお知らせ

## 保険法施行日以後の取扱に係る特則

### この冊子について

この冊子は、現在ご加入いただいている保険契約の約款の一部変更にとまなう大切なことから記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認ください。

また、すでにお渡しいたしました「ご契約のしおり・約款」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」とともに大切に保管し、ご活用ください。

なお、適用される「保険法施行日以後の取扱に係る特則」はご契約ごとに異なりますので、保険証券にてご確認ください。

ご不明な点がございましたら、カーディフ・アシュアランス・ヴィ（カーディフ生命保険会社）（以下「当社」といいます）までお問い合わせください。

### お問い合わせは

**カーディフ・アシュアランス・ヴィ**  
（カーディフ生命保険会社）

お客さま相談室

**TEL:03-6415-8275**

受付時間 9:00～18:00  
祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日

## 保険法の概要について

保険法は、保険契約に関する一般的なルールを定めた法律です。この法律には、保険契約の締結から終了までの間における、保険契約における関係者の権利義務等が定められています。

これまで保険契約に関するルールは、明治32年に制定された商法の「第2編第10章 保険契約に関する規定」に定められていましたが、100年近くにわたり実質的な改正がなされていませんでした。そこで、現代社会に合った適切なものとするため、この商法の保険契約に関する規定を全面的に見直し、独立した法律にしたものが保険法です。保険法は、平成22年4月1日に施行されます。

— もくじ —

### 「保険法施行日以後の取扱に係る特則」 適用のお知らせ

保険法の概要について	4
------------	---

#### 「保険法施行日以後の取扱に係る特則」の主なポイント

1 重大事由による解除	5
2 死亡保険金受取人による保険契約の存続	5
3 保険金などの支払時期および支払場所	6
4 保険金などの受取人の変更	7
5 遺言による保険金などの受取人の変更	7

### ■生命保険に関する主な改定ポイント

#### ① 保険契約者等の保護のための規定整備

- ・ 保険金や給付金の支払時期についての規定を新設
- ・ 契約締結時の告知についてのルールを整備

#### ② 保険金受取人の変更についてのルールの整備

- ・ 保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険会社であることを明記
- ・ 遺言による保険金受取人の変更が可能であることを明記

#### ③ モラルリスクの防止のための規定の新設

- ・ 重大事由（詐欺など）があった場合に保険会社が保険契約を解除できる旨の規定を新設

#### ④ 傷害疾病定額保険（医療保険などが該当）に関する規定の新設

# 「保険法施行日以後の取扱に係る特則」の 主なポイント

保険法の一部の規定は、施行前に締結されたご契約にも適用されるため、当社では施行前に締結されたご契約に対し、保険法に準拠したお取扱いを規定した「保険法施行日以後の取扱に係る特則（以下「特則」といいます。）」を平成22年4月1日より適用いたします。このため、現在ご加入いただいているご契約のお取扱いが一部変更となります。

この特則が適用されることにより、ご契約の保障内容（支払事由、保険金額など）の変更は一切ございませんので、ご安心ください。また、この変更にもなうお客さまからのお手続きの必要はございません。主な変更内容は以下のとおりです。

詳しくは8ページから37ページの特則をご覧ください。

## 1 重大事由による解除

保険契約者などが死亡保険金を詐取する目的で被保険者を殺害しようとした場合や死亡保険金請求に関し死亡保険金受取人に詐欺行為があった場合など、重大事由を引き起こした場合、保険会社は保険契約を解除することができます。また、すでに死亡保険金をお支払いした場合でも、当社はその返還を請求することができます。現在適用されている約款においても「重大事由による解除」については定めていましたが、保険法の制定により、重大事由による解除に関する規定が新設されたことを受けて、保険会社が保険契約を解除する場合を具体的に明示しています。

- 変額個人年金保険Ⅱ型 第51条
- 変額個人年金保険Ⅱ型(07) 第51条
- 変額個人年金保険Ⅲ型 第51条

## 2 死亡保険金受取人による保険契約の存続

保険契約者が財産の差し押さえを受けた場合の差押債権者や保険契約者が破産手続きを開始した場合の破産管財人など（以下「債権者等」といいます。）が保険契約者の解約払戻金を差し押さえた上で、保険契約を解約することがあります。保険法の制定により、契約当事者以外の者による保険契約の存続規定が新設されたことを受けて、債権者等からの解約通知が保険会社に到達したときから1ヶ月以内に、死亡保険金受取人が保険契約者の同意を得て、債権者等に解約払戻金相当額を支払う等の一定の条件を満たした場合は、保険契約を存続させることができますようになります。

- 変額個人年金保険Ⅱ型 第52条
- 変額個人年金保険Ⅱ型(07) 第52条
- 変額個人年金保険Ⅲ型 第52条

## 3 保険金などの支払時期および支払場所

保険金など（年金、死亡一時金、死亡保険金または災害死亡保険金）のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日\*（年金の場合は請求書類が当社に到着した日\*または年金支払日のいずれか遅い日）からその日を含めて5営業日以内に当社または当社の指定した場所でお支払いすることとしています。ただし、保険金などのお支払いのために確認・照会・調査が必要な場合のお支払期限は、現在適用されている約款では明確に定められておりません。保険法の制定により、保険金・給付金等のお支払時期に関する規定が新設されたことを受けて、お支払いに際して確認などを要する場合とのお支払期限について、次のとおりとなります。また、この期限を経過して保険金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

<p>① 保険金などをお支払いするための確認が必要な次の場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険金などの支払事由に該当する事実の有無の確認が必要な場合</li><li>・ 保険金などのお支払の免責事由に該当する可能性がある場合</li><li>・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合</li><li>・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合</li></ul>	お支払期限： 請求書類が当社に到着した日*からその日を含めて45日を経過する日
<p>② 上記①の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 弁護士法など法令にもとづく照会が必要な場合</li><li>・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合</li><li>・ 保険契約者、被保険者または保険金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合</li><li>・ 日本国外における調査が必要な場合</li></ul>	お支払期限： 請求書類が当社に到着した日*からその日を含めて180日を経過する日

\*請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

- 変額個人年金保険Ⅱ型 第53条
- 変額個人年金保険Ⅱ型(07) 第53条
- 変額個人年金保険Ⅲ型 第53条
- 一部年金移行特約 第28条第4項

## 4 保険金などの受取人の変更

現在適用されている約款では、保険金などの受取人の変更は保険証券（年金などの場合には年金証書も含まれます。以下同じ。）に裏書を受けなければ、保険会社に対して変更されたことを主張（対抗）できません。特則の適用により、保険証券への裏書は変更の事実の記載の位置づけとなり、保険法の規定に沿って、請求書類が保険会社に到着した場合、その請求書類を発信した日にさかのぼって変更の効力が生じることになります。ただし、請求書類が当社に到着する前に、保険金などの支払事由が生じ、保険会社がすでに変更前の保険金などの受取人にお支払いした場合は除きます。

注) ご請求可能な時期は保険金などの種類により異なります。詳しくは特則をご覧ください。

- 変額個人年金保険Ⅱ型 第 54 条、第 56 条
- 変額個人年金保険Ⅱ型 (07) 第 54 条、第 56 条
- 変額個人年金保険Ⅲ型 第 54 条、第 56 条
- 一部年金移行特約 第 28 条第 2 項

## 5 遺言による保険金などの受取人の変更

保険法の制定により、遺言による保険金や給付金の受取人の変更が規定されたことを受けて、保険金などの受取人の変更は、被保険者の同意があることを前提に、保険契約者の法律上有効な遺言によっても可能となります。

- 変額個人年金保険Ⅱ型 第 55 条、第 57 条
- 変額個人年金保険Ⅱ型 (07) 第 55 条、第 57 条
- 変額個人年金保険Ⅲ型 第 55 条、第 57 条
- 一部年金移行特約 第 28 条第 3 項

### 年金たまたまばこ／年金たまたまばこ(07)

- 変額個人年金保険Ⅱ型
- 変額個人年金保険Ⅱ型(07)
- 一部年金移行特約

### ラヴィアンローズ

- 変額個人年金保険Ⅲ型

## 保険法施行日以後の取扱に係る特則

(対象となるご契約)

### ■年金たまたまばこ

変額個人年金保険Ⅱ型

- ・変額個人年金保険Ⅱ型「保険法施行日以後の取扱に係る特則」… 9
- ・一部年金移行特約「保険法施行日以後の取扱に係る特則」… 25

### ■年金たまたまばこ(07)

変額個人年金保険Ⅱ型(07)

- ・変額個人年金保険Ⅱ型(07)「保険法施行日以後の取扱に係る特則」… 17
- ・一部年金移行特約「保険法施行日以後の取扱に係る特則」… 25

### ラヴィアンローズ

#### ■ラヴィアンローズ

#### ■ラヴィアンローズ・オーストラリア

#### ■ラヴィアンローズ・日経 225

変額個人年金保険Ⅲ型

- ・変額個人年金保険Ⅲ型「保険法施行日以後の取扱に係る特則」… 30

凡例

#### ■商品名

正式名称

・対象となる特則 …………… 000

# 変額個人年金保険Ⅱ型普通保険約款 保険法施行日以後の取扱に係る特則

以下の「保険法施行日以後の取扱に係る特則」は、変額個人年金保険Ⅱ型普通保険約款の一部となります。特則以外の条文についての変更はありません。ご契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 25 保険法施行日以後の取扱に係る特則

### 第51条（特則適用日以後の重大事由による解除）

1. 第29条（重大事由による解除）は適用せず、本条第2項から第4項のとおり取り扱います。
2. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金および災害死亡保険金の場合には被保険者を除きます。）または死亡保険金受取人がこの保険契約の死亡保険金（災害死亡保険金を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
3. 会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金の支払を行いません。また、この場合に、すでに死亡保険金の支払を行っていたときにはその返還を請求することができます。
4. 本条の規定による保険契約の解除については、第27条（告知義務違反による解除）第4項および第5項の規定を準用します。

### 第52条（保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会

社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の通知をするときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。
  4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金（災害死亡保険金を含みます。以下、本項において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。
  5. 第1項の規定にかかわらず、債権者等による保険契約の解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月以内に年金支払開始日が到来する場合には、本条の規定は適用しません。

### 第53条（保険金等の支払時期および支払場所）

1. 保険金等（年金、死亡一時金、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。以下「保険金等」といいます。）の支払時期および支払場所について、第32条（年金または保険金等の請求、支払時期および支払場所）第4項および第5項の規定は適用せず、本条第2項から第6項のとおり取り扱います。
2. 保険金等は、第32条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日（年金の場合は、その到達した日と当該年金の支払事由が生じた日のいずれか遅い日とします。以下本条において同じとします。）からその日を含めて5営業日以内に、会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所で支払います。
3. 保険金等の支払のために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第32条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて45日を経過する日とします。
  - (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
保険金等の支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 保険金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金等の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4)この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第32条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（第1号から第4号までに掲げる複数の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合であっても、180日とします。）を経過する日とします。

(1)前項各号に定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(2)前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日

(3)前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(4)前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

5. 前2項の確認を行う場合、会社は、保険金等を請求した者に通知をします。

6. 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は保険金等を支払いません。

7. 第31条(解約払戻金)第3項において「第32条」は「第53条第2項」と読み替えて適用します。

#### 第54条(特別適用日以後の年金受取人または後継年金受取人の変更)

1. 第36条(年金受取人または後継年金受取人の変更)を適用せず、本条第2項から第8項のとおり取り扱います。

2. 保険契約者またはその承継人は、年金支払開始日前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取人を変更することができません。

3. 年金支払開始日前に年金受取人が死亡したときは、前項の規定

により新たな年金受取人が指定されるまでの間は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人を年金受取人とします。年金支払開始日以後に年金受取人が死亡したときは第13条(後継年金受取人)に定めるとおりとします。

4. 年金受取人は、年金支払開始日以後、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の後継年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。

5. 保険契約者が第2項の通知をするときは、請求書類(別表3)を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

6. 年金受取人が第4項の通知をするときは、請求書類(別表3)を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に裏書します。

7. 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社は既に支払った年金または死亡一時金についてはこれを支払いません。

8. 第4項の通知が会社に到達する前に変更後の後継年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の後継年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社は既に支払った年金または死亡一時金についてはこれを支払いません。

9. 第13条第3項において「第36条」は「第54条第2項から第8項」と読み替えて適用します。

#### 第55条(遺言による年金受取人の変更)

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、年金支払開始日前に限り、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。

2. 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 前2項による年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

4. 前項の通知をするときは、請求書類(別表3)を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

#### 第56条(特別適用日以後の死亡保険金受取人の変更)

1. 第37条(死亡保険金受取人の変更)を適用せず、本条第2項から第4項のとおり取り扱います。

2. 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知に

より、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 前項の通知をするときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金（災害死亡保険金を含みます。以下、本項において同じとします。）を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

#### 第57条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 前項の通知をするときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

#### 第58条（特則の適用について）

- この特則は保険法（平成20年法律第56号）の施行日（平成22年4月1日）以後に適用します。
- 第1条（特別勘定）から第50条（災害死亡保障型据置期間付確定年金への移行特則）までの条項において、「必要書類」とあるのを「請求書類」と読み替えます。
- 請求書類について、つぎの別表3を適用します。

### 別表3

#### (1) 保険金等の請求書類

項目	請求書類
1. 年金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、住民票で不十分な場合で更に事実関係の確認が必要なときは戸籍抄本） (3)年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)保険証券（第1回の年金を請求する場合）
2. 死亡一時金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4)年金証書
3. 年金の一括支払	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票 (3)年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)年金証書
4. 死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)保険証券
5. 災害死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)不慮の事故であることを証する書類 (4)災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## (2)その他の請求書類

項目	請求書類
1. 積立金の移転・繰入割合の指定	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書
2. 解約	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
3. 契約内容の変更 ・ 保険契約の一部解約 ・ 年金種類の変更 ・ 保証期間または年金支払期間 ・ 年金支払開始日の変更 ・ 災害死亡保障型据置期間付確定年金への移行	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)被保険者についての会社所定の告知書 (会社が特に提出を求めた場合) (4)保険証券
4. 保険契約者の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
5. 年金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
6. 後継年金受取人の指定および変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書（年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書） (3)保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
7. 遺言による年金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の遺言書 (3)保険契約者の相続人の戸籍謄本 (4)保険証券
8. 死亡保険金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)被保険者の印鑑証明書 (4)保険証券

項目	請求書類
9. 遺言による死亡保険金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の遺言書 (3)保険契約者の相続人の戸籍謄本 (4)被保険者の印鑑証明書 (5)保険証券
10. 死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1)会社所定の請求書 (2)保険金受取人の戸籍謄本 (3)債権者等が保険金の受取人に発行した領収証またはその他の保険金の受取人が第52条（保険金の受取人による保険契約の存続）第2項本文の金額を債権者等に支払ったことを証する書類

(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(注2) 被保険者の告知書を要する場合には、会社は、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

# 変額個人年金保険Ⅱ型(07)普通保険約款 保険法施行日以後の取扱に係る特則

以下の「保険法施行日以後の取扱に係る特則」は、変額個人年金保険Ⅱ型(07)普通保険約款の一部となります。特則以外の条文についての変更はありません。ご契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 25 保険法施行日以後の取扱に係る特則

### 第51条(特則適用日以後の重大事由による解除)

- 第29条(重大事由による解除)は適用せず、本条第2項から第4項のとおり取り扱います。
- 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1)保険契約者、被保険者(死亡保険金および災害死亡保険金の場合には被保険者を除きます。)または死亡保険金受取人がこの保険契約の死亡保険金(災害死亡保険金を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  - (2)この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  - (3)他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- 会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金の支払を行いません。また、この場合に、すでに死亡保険金の支払を行っていたときにはその返還を請求することができます。
- 本条の規定による保険契約の解除については、第27条(告知義務違反による解除)第4項および第5項の規定を準用します。

### 第52条(保険金の受取人による保険契約の存続)

- 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会

社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1)保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2)保険契約者でないこと
- 第1項の通知をするときは、請求書類(別表3)を会社に提出してください。
  - 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金(災害死亡保険金を含みます。以下、本項において同じとします。)の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。
  - 第1項の規定にかかわらず、債権者等による保険契約の解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月以内に年金支払開始日が到来する場合には、本条の規定は適用しません。

### 第53条(保険金等の支払時期および支払場所)

- 保険金等(年金、死亡一時金、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。以下「保険金等」といいます。)の支払時期および支払場所について、第32条(年金または保険金等の請求、支払時期および支払場所)第4項から第6項の規定は適用せず、本条第2項から第6項のとおり取り扱います。
- 保険金等は、第32条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日(年金の場合は、その到達した日と当該年金の支払事由が生じた日のいずれか遅い日とします。以下本条において同じとします。)からその日を含めて5営業日以内に、会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所で支払います。
- 保険金等の支払のために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第32条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて45日を経過する日とします。
  - (1)保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
保険金等の支払事由に該当する事実の有無
  - (2)保険金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金等の支払事由が発生した原因
  - (3)告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4)この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当す

る可能性がある場合

前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第32条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（第1号から第4号までに掲げる複数の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合であっても、180日とします。）を経過する日とします。
  - (1)前項各号に定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (2)前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (3)前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (4)前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
5. 前2項の確認を行う場合、会社は、保険金等を請求した者に通知をします。
6. 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は保険金等を支払いません。
7. 第31条(解約払戻金)第3項において「第32条第4項および第6項」を「第53条第2項」と読み替えて適用します。

#### 第54条(特別適用日以後の年金受取人または後継年金受取人の変更)

1. 第36条(年金受取人または後継年金受取人の変更)を適用せず、本条第2項から第8項のとおり取り扱います。
2. 保険契約者またはその承継人は、年金支払開始日前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取人を変更することができません。
3. 年金支払開始日前に年金受取人が死亡したときは、前項の規定により新たな年金受取人が指定されるまでの間は、その死亡し

た年金受取人の死亡時の法定相続人を年金受取人とします。年金支払開始日以後に年金受取人が死亡したときは第13条(後継年金受取人)に定めるとおりとします。

4. 年金受取人は、年金支払開始日以後、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の後継年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。
5. 保険契約者が第2項の通知をするときは、請求書類(別表3)を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
6. 年金受取人が第4項の通知をするときは、請求書類(別表3)を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に裏書します。
7. 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社は既に支払った年金または死亡一時金についてはこれを支払いません。
8. 第4項の通知が会社に到達する前に変更後の後継年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の後継年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社は既に支払った年金または死亡一時金についてはこれを支払いません。
9. 第13条第3項において「第36条」を「第54条第2項から第8項」と読み替えて適用します。

#### 第55条(遺言による年金受取人の変更)

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、年金支払開始日前に限り、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。
2. 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、請求書類(別表3)を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

#### 第56条(特別適用日以後の死亡保険金受取人の変更)

1. 第37条(死亡保険金受取人の変更)を適用せず、本条第2項から第4項のとおり取り扱います。
2. 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 前項の通知をするときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金（災害死亡保険金を含みます。以下、本項において同じとします。）を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

#### 第57条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 前項の通知をするときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

#### 第58条（特則の適用について）

- この特則は保険法（平成20年法律第56号）の施行日（平成22年4月1日）以後に適用します。
- 第1条（特別勘定）から第50条（災害死亡保障型据置期間付確定年金への移行特則）までの条項において、「必要書類」とあるのを「請求書類」と読み替えます。
- 請求書類について、つぎの別表3を適用します。

#### 別表3

##### (1) 保険金等の請求書類

項目	請求書類
1. 年金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、住民票で不十分な場合で更に事実関係の確認が必要なときは戸籍抄本） (3)年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)保険証券（第1回の年金を請求する場合）
2. 死亡一時金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4)年金証書
3. 年金の一括支払	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票 (3)年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)年金証書
4. 死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)保険証券
5. 災害死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)不慮の事故であることを証する書類 (4)災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## (2)その他の請求書類

項目	請求書類
1. 積立金の移転・繰入割合の指定	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書
2. 解約	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
3. 契約内容の変更 ・ 保険契約の一部解約 ・ 年金種類の変更 ・ 保証期間または年金支払期間 ・ 年金支払開始日の変更 ・ 災害死亡保障型据置期間付確定年金への移行	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)被保険者についての会社所定の告知書 (会社が特に提出を求めた場合) (4)保険証券
4. 保険契約者の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
5. 年金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
6. 後継年金受取人の指定および変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書（年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書） (3)保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
7. 遺言による年金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の遺言書 (3)保険契約者の相続人の戸籍謄本 (4)保険証券
8. 死亡保険金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)被保険者の印鑑証明書 (4)保険証券

項目	請求書類
9. 遺言による死亡保険金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の遺言書 (3)保険契約者の相続人の戸籍謄本 (4)被保険者の印鑑証明書 (5)保険証券
10. 死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1)会社所定の請求書 (2)保険金受取人の戸籍謄本 (3)債権者等が保険金の受取人に発行した領収証またはその他の保険金の受取人が第52条（保険金の受取人による保険契約の存続）第2項本文の金額を債権者等に支払ったことを証する書類

(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(注2) 被保険者の告知書を要する場合には、会社は、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

# 一部年金移行特約条項 保険法施行日以後の取扱に係る特則

以下の「保険法施行日以後の取扱に係る特則」は、一部年金移行特約条項の一部となります。特則以外の条文についての変更はありません。ご契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 第 28 条（保険法施行日以後の取扱に係る特則）

- この特則は保険法（平成 20 年法律第 56 号）の施行日（平成 22 年 4 月 1 日）以後に適用します。
- 第 20 条（一部移行年金受取人または後継一部移行年金受取人の変更）は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - 保険契約者またはその承継人は、一部移行年金の年金支払開始日前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、一部移行年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の一部移行年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。ただし、一部移行年金の年金支払開始日以後は、一部移行年金受取人を変更することができません。
  - 一部移行年金の年金支払開始日前に一部移行年金受取人が死亡したときは、前号の規定により新たな一部移行年金受取人が指定されるまでの間は、その死亡した一部移行年金受取人の死亡時の法定相続人を一部移行年金受取人とします。一部移行年金の年金支払開始日以後に一部移行年金受取人が死亡したときは第 8 条（後継一部移行年金受取人）に定めるとおりとします。
  - 一部移行年金受取人は、一部移行年金の年金支払開始日以後、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、後継一部移行年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の後継一部移行年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。
  - 保険契約者が第 1 号の通知をするときは、請求書類（別表 3）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
  - 一部移行年金受取人が第 3 号の通知をするときは、請求書類（別表 3）を会社に提出してください。この場合、会社は、一部移行年金証書に裏書します。
  - 第 1 号の通知が会社に到達する前に変更前的一部移行年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の一部移行年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社は既に支払った年金または死亡一時金についてはこれを支払いません。
  - 第 3 号の通知が会社に到達する前に変更前の後継一部移行年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の後継一部移行年金受取人から年金または死亡一時

金の請求を受けても、会社は既に支払った年金または死亡一時金についてはこれを支払いません。

- 第 8 条第 3 項において「第 20 条」を「第 28 条第 2 項」と読み替えて適用します。
- 前項に定めるほか一部移行年金受取人の変更は、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - 保険契約者は、一部移行年金の年金支払開始日前に限り、法律上有効な遺言により、一部移行年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の一部移行年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。
  - 前号の一部移行年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
  - 前 2 号による一部移行年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
  - 前号の通知をするときは、請求書類（別表 3）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- 保険金等（一部移行年金、死亡一時金、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。以下「保険金等」といいます。）の支払時期および支払場所について、第 22 条（一部移行年金または保険金等の請求、支払時期および支払場所）第 4 項から第 6 項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - 保険金等は、第 22 条第 2 項および第 3 項の請求書類が会社に到達した日（一部移行年金の場合は、その到達した日と当該年金の支払事由が生じた日のいずれか遅い日とします。以下本条において同じとします。）からその日を含めて 5 営業日以内に、会社の日本における主たる店舗で支払います。
  - 保険金等の支払のために確認が必要なつぎのア. からエ. に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認できないときは、それぞれ当該ア. からエ. に定める事項の確認を行います。この場合には、前号の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第 22 条第 2 項および第 3 項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。
    - 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
保険金等の支払事由に該当する事実の有無
    - 保険金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金等の支払事由が発生した原因
    - 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
    - この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
    - およびウ. に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時

までにおける事実

(3)前号の確認をするため、つぎのア. からエ. に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2号にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第22条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めてつぎのア. からエ. に定める日数（ア. からエ. に掲げる複数の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合であっても、180日とします。）を経過する日とします。

ア. 前号ア. からエ. に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日

イ. 前号ア.、イ. またはエ. に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

ウ. 前号ア.、イ. またはエ. に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前号ア.、イ. またはエ. に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

エ. 前号ア. からエ. に定める事項についての日本国外における調査 180日

(4)前2号の確認を行う場合、会社は、保険金等を請求した者に通知をします。

(5)第2号および第3号に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は保険金等を支払いません。

(6)第24条（特約の解約払戻金）第3項において「第22条第4項および第6項」を「第28条第4項第1号」と読み替えて適用します。

5. 第1条（特約の付加）から第27条（主約款の準用）までの条項において、「必要書類」とあるのを「請求書類」と読み替えます。

6. 請求書類について、つぎの別表3を適用します。

### 別表3

#### (1)保険金等の請求書類

項目	請求書類
1. 一部移行年金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、住民票で不十分な場合で更に事実関係の確認が必要なときは戸籍抄本） (3)一部移行年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)保険証券（第1回の年金を請求する場合）
2. 死亡一時金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)一部移行年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4)一部移行年金証書
3. 一部移行年金の一括支払	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票 (3)一部移行年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)一部移行年金証書
4. 死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)保険証券
5. 災害死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)不慮の事故であることを証する書類 (4)災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

項目	請求書類
1. 一部移行年金への移行	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
2. 解約・一部解約	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
3. 契約内容の変更 ・年金支払期間の変更 ・年金支払開始日の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
4. 一部移行年金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
5. 後継一部移行年金受取人の指定および変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書（一部移行年金の年金支払開始日以後は一部移行年金受取人の印鑑証明書） (3)保険証券（一部移行年金の年金支払開始日以後は一部移行年金証券）
6. 遺言による一部移行年金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の遺言書 (3)保険契約者の相続人の戸籍謄本 (4)保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 変額個人年金保険Ⅲ型普通保険約款 保険法施行日以後の取扱に係る特則

以下の「保険法施行日以後の取扱に係る特則」は、変額個人年金保険Ⅲ型普通保険約款の一部となります。特則以外の条文についての変更はありません。ご契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### ㉔ 保険法施行日以後の取扱に係る特則

#### 第 51 条（特則適用日以後の重大事由による解除）

- 第 29 条（重大事由による解除）は適用せず、本条第 2 項から第 4 項のとおり取り扱います。
- 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1)保険契約者、被保険者（死亡保険金および災害死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または死亡保険金受取人がこの保険契約の死亡保険金（災害死亡保険金を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2)この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3)他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- 会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金の支払を行いません。また、この場合に、すでに死亡保険金の支払を行っていたときにはその返還を請求することができます。
- 本条の規定による保険契約の解除については、第 27 条（告知義務違反による解除）第 4 項および第 5 項の規定を準用します。

#### 第 52 条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会

社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1)保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2)保険契約者でないこと

3. 第1項の通知をするときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。

4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金（災害死亡保険金を含みます。以下、本項において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。

5. 第1項の規定にかかわらず、債権者等による保険契約の解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月以内に年金支払開始日が到来する場合には、本条の規定は適用しません。

### 第53条（保険金等の支払時期および支払場所）

1. 保険金等（年金、死亡一時金、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。以下「保険金等」といいます。）の支払時期および支払場所について、第32条（年金または保険金等の請求、支払時期および支払場所）第4項から第6項の規定は適用せず、本条第2項から第6項のとおり取り扱います。

2. 保険金等は、第32条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日（年金の場合は、その到達した日と当該年金の支払事由が生じた日のいずれか遅い日とします。以下本条において同じとします。）からその日を含めて5営業日以内に、会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所で支払います。

3. 保険金等の支払のために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第32条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めて45日を経過する日とします。

(1)保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

保険金等の支払事由に該当する事実の有無

(2)保険金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金等の支払事由が発生した原因

(3)告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4)この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当

する可能性がある場合

前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第32条第2項および第3項の請求書類が会社に到達した日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（第1号から第4号までに掲げる複数の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合であっても、180日とします。）を経過する日とします。

(1)前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(2)前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日

(3)前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(4)前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

5. 前2項の確認を行う場合、会社は、保険金等を請求した者に通知をします。

6. 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は保険金等を支払いません。

7. 第31条（解約払戻金）第3項において「第32条第4項および第6項」を「第53条第2項」と読み替えて適用します。

### 第54条（特則適用日以後の年金受取人または後継年金受取人の変更）

1. 第36条（年金受取人または後継年金受取人の変更）を適用せず、本条第2項から第8項のとおり取り扱います。

2. 保険契約者またはその承継人は、年金支払開始日前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取人を変更することができません。

3. 年金支払開始日前に年金受取人が死亡したときは、前項の規定

により新たな年金受取人が指定されるまでの間は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人を年金受取人とします。年金支払開始日以後に年金受取人が死亡したときは第13条（後継年金受取人）に定めるとおりとします。

- 年金受取人は、年金支払開始日以後、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の後継年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。
- 保険契約者が第2項の通知をするときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- 年金受取人が第4項の通知をするときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に裏書します。
- 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社は既に支払った年金または死亡一時金についてはこれを支払いません。
- 第4項の通知が会社に到達する前に変更前の後継年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の後継年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社は既に支払った年金または死亡一時金についてはこれを支払いません。
- 第13条第3項において「第36条」を「第54条第2項から第8項」と読み替えて適用します。

#### 第55条（遺言による年金受取人の変更）

- 前条に定めるほか、保険契約者は、年金支払開始日前に限り、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の年金受取人は会社の定める範囲内の者であることを要します。
- 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前2項による年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 前項の通知をするときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

#### 第56条（特則適用日以後の死亡保険金受取人の変更）

- 第37条（死亡保険金受取人の変更）を適用せず、本条第2項から第4項のとおり取り扱います。
- 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知に

より、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 前項の通知をするときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金（災害死亡保険金を含みます。以下、本項において同じとします。）を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

#### 第57条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 前項の通知をするときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

#### 第58条（特則の適用について）

- この特則は保険法（平成20年法律第56号）の施行日（平成22年4月1日）以後に適用します。
- 第1条（特別勘定）から第50条（災害死亡保障型据置期間付確定年金への移行特則）までの条項において、「請求書類」とあるのを「請求書類」と読み替えます。
- 請求書類について、つぎの別表3を適用します。

## 別表 3

## (1)保険金等の請求書類

項目	請求書類
1. 年金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、住民票で不十分な場合で更に事実関係の確認が必要なときは戸籍抄本） (3)年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)保険証券（第1回の年金を請求する場合）
2. 死亡一時金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4)年金証書
3. 年金の一括支払	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票 (3)年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)年金証書
4. 死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)保険証券
5. 災害死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)不慮の事故であることを証する書類 (4)災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## (2)その他の請求書類

項目	請求書類
1. 積立金の移転・繰入割合の指定	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書
2. 解約	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
3. 契約内容の変更 ・保険契約の一部解約 ・年金種類の変更 ・保証期間または年金支払期間 ・年金支払開始日の変更 ・災害死亡保障型据置期間付確定年金への移行	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)被保険者についての会社所定の告知書（会社が特に提出を求めた場合） (4)保険証券
4. 保険契約者の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
5. 年金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
6. 後継年金受取人の指定および変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書（年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書） (3)保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
7. 遺言による年金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の遺言書 (3)保険契約者の相続人の戸籍謄本 (4)保険証券
8. 死亡保険金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)被保険者の印鑑証明書 (4)保険証券

項目	請求書類
9. 遺言による死亡 保険金受取人の 変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の遺言書 (3)保険契約者の相続人の戸籍謄本 (4)被保険者の印鑑証明書 (5)保険証券
10. 死亡保険金受取 人による保険契 約の存続	(1)会社所定の請求書 (2) 保険金受取人の戸籍謄本 (3)債権者等が保険金の受取人に発行した領 取証またはその他の保険金の受取人が第 52条（保険金の受取人による保険契約 の存続）第2項本文の金額を債権者等に 支払ったことを証する書類

(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(注2) 被保険者の告知書を要する場合には、会社は、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。